

別紙

< 参 考 資 料 >

参考資料 : 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(P 1 ~ P 10)

参考資料 : 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
(P 11 ~ P 22)

参考資料 : 障害種別の学校における「合理的配慮」の観点
(P 23 ~ P 36)

参考資料 : 「人権教育をすすめるために 第 4 8 集」の一部抜粋
(P 37 ~ P 40)

参考資料 : 「人権教育をすすめるために 第 4 9 集」の一部抜粋
(P 41 ~ P 46)

参考資料 : 活用しよう! 「インクルD B」
(P 47 ~ P 50)

参考資料 : 「障害者差別解消法」に関するQ & A (学校教育関係)
(P 51 ~ P 63)

参考資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(第七条 第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条 第二十条)

第五章 雑則(第二十一条 第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続

的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（この政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設

立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的

な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要として

いる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領

の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外にお

ける障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情

報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

参考資料

障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

(平成25年5月31日 長崎県条例第25号)

目次

第1章 総則(第1条 第8条)

第2章 障害のある人に対する差別の禁止(第9条 第19条)

第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会(第20条 第28条)

第2節 相談体制(第29条 第31条)

第3節 対象事案の解決のための手続(第32条 第38条)

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策(第39条・第40条)

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(第41条 第48条)

第6章 雑則(第49条・第50条)

附則

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その実現に寄与する役割を担っている。

平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。

4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。

5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。
- (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。
- (4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市又は町との連携）

第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市及び町の役割)

第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 障害のある人に対する差別の禁止

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除

き、障害のある人の意思又はその家族等の意思（障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。）に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

- 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

（商品及びサービスの提供における差別の禁止）

第12条 商品及びサービス（第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

（労働及び雇用における差別の禁止）

第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- 2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
- (3) 昇進、配置転換、退職及び復職
- (4) 訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) その他の労働条件

- 3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

（教育における差別の禁止）

第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。

(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(建築物の利用における差別の禁止)

第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(交通機関の利用における差別の禁止)

第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という。)を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(情報の提供等における差別の禁止)

第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(意思表示の受領における差別の禁止)

第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

第3章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第1節 障害のある人の相談に関する調整委員会

(委員会の設置)

第20条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 第30条第2項及び第31条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(委員会の組織)

第22条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員会の委員の任命等)

第23条 委員会の委員は、知事が任命する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の委員は、再任されることができる。

5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

(委員長及び副委員長)

第24条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。
- 5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第26条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(小委員会)

第27条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第28条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

第2節 相談体制

(特定相談)

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
 - (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
 - (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

(地域相談員)

第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員

- (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの
- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。
 - 3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。
 - 4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(広域専門相談員)

第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
 - (2) 特定相談のあった事例の調査研究
 - (3) 第29条第2項各号に掲げる業務
 - (4) 第33条第3項の規定による調査
- 2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

- 2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。
- 3 前2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該

調査に協力しなければならない。

- 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
- 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

(公表)

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取

に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

第4章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

(表彰)

第39条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

(県民の理解と関心の増進)

第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第5章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

(推進会議の設置)

第41条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(建議)

第42条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
- (3) この条例の施行の状況に関する事項
- (4) その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

(推進会議の組織)

第43条 推進会議は、委員35名以内をもって組織する。

(推進会議の委員の任命等)

第44条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者

(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者

(3) 学識経験者

(4) その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第45条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

(分科会)

第46条 推進会議に、特定の分野における第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

(長崎県障害者施策推進協議会等との連携)

第47条 推進会議は、第42条第1項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

(準用)

第48条 第23条第4項及び第5項の規定は推進会議の委員について、第24条第2項及び第3項の規定は座長及び副座長について、第25条の規定は推進会議の会議について、第26条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第28条の規定は推進会議の庶務について準用する。

第6章 雑則

(規則への委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第50条 第26条(第48条において準用する場合を含む。)又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 第29条及び第32条の規定は、平成26年4月1日以後になされた差別に係るものについて適用する。

(見直し)

- 3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

障害種別の学校における 「合理的配慮」の観点

中央教育審議会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告資料から

| 1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 | |
|---|--|
| 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。 | |
| 視覚障害 | 見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。（弱視レンズ等の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等） |
| 聴覚障害 | 聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。（補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）の活用に関すること 等） |
| 知的障害 | できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。 |
| 肢体不自由 | 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。（片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等） |
| 病弱 | 服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の副作用の理解とその対応、必要に応じた休憩など病状に応じた対応 等） |
| 言語障害 | 話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。（一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導） |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等） |
| 学習障害 | 読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。（文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価 等） |
| 注意欠陥多動性障害 | 行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。（自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用 等） |

| 1-1-2 学習内容の変更・調整 | |
|---|---|
| 認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。 | |
| 視覚障害 | 視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保 等) |
| 聴覚障害 | 音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等) |
| 知的障害 | 知的発達の遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等) |
| 肢体不自由 | 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等) |
| 病弱 | 病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等) |
| 言語障害 | 発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等) |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等) |
| 学習障害 | 「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分 等) |
| 注意欠陥多動性障害 | 注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする 等) |

別表3

| 1・2・1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 | |
|---|--|
| 障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮する。 | |
| 視覚障害 | 見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真 等）また、視覚障害を補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等） |
| 聴覚障害 | 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等）また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じて FM 式補聴器等の使用 等） |
| 知的障害 | 知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等） |
| 肢体不自由 | 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等） |
| 病弱 | 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT 等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したりリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等） |
| 言語障害 | 発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT 機器の活用等） |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。 |
| 学習障害 | 読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等） |
| 注意欠陥多動性障害 | 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等） |
| 重複障害 | （視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等） |

別表4

| 1・2・2 学習機会の体験の確保 | |
|---|--|
| 治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。 | |
| 視覚障害 | 見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。 |
| 聴覚障害 | 言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。（話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等）また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。 |
| 知的障害 | 知的発達の遅れにより、実際の生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。 |
| 肢体不自由 | 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。（新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等） |
| 病弱 | 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。（視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等） |
| 言語障害 | 発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。 |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際の体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくするよう活動予定表等の活用を行う。 |
| 学習障害 | 身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動 等）また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。 |
| 注意欠陥多動性障害 | 好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。 |

| 1・2・3 心理面・健康面の配慮 | |
|---|--|
| 適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。 | |
| 視覚障害 | 自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくい時には自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。 |
| 聴覚障害 | 情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。 |
| 知的障害 | 知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。 |
| 肢体不自由 | 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。（体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保 等） |
| 病弱 | 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等） |
| 言語障害 | 言語障害（構音障害、吃音等）のある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。 |
| 自閉症・情緒障害 | 情緒障害のある児童生徒等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等）また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。 |
| 学習障害 | 苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。（文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保 等） |
| 注意欠陥多動性障害 | 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。（十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保 等） |
| 重複障害 | （視覚障害と聴覚障害）見えにくく聞こえにくいことから多人数と同時にコミュニケーションが取りにくいいため、学級内で孤立しないように、適時・適切な情報の提供を保障する。 |

| 2・1 専門性のある指導体制の整備 | |
|--|---|
| <p>校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。</p> <p>必要に応じ、適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源（通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等）の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。</p> | |
| 視覚障害 | 特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。 |
| 聴覚障害 | 特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。 |
| 知的障害 | 知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。 |
| 肢体不自由 | 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校（肢体不自由、知的障害）からの支援を受けるとともにPT、OT、ST等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。 |
| 病弱 | 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。（主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築）また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。 |
| 言語障害 | 特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能及び言語障害特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、言語障害の専門家（ST等）との連携による指導の充実を図る。 |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。 |
| 学習障害 | 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。 |
| 注意欠陥多動性障害 | 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。 |

| 2・2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 | |
|---|---|
| 障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。 | |
| 視覚障害 | その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 聴覚障害 | 使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 知的障害 | 知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 肢体不自由 | 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 病弱 | 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める。（ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等） |
| 言語障害 | 構音障害、吃音等の理解、本人の心情理解等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 自閉症・情緒障害 | 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 学習障害 | 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |
| 注意欠陥多動性障害 | 不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。 |

| 2・3 災害時等の支援体制の整備 | |
|---|--|
| 災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。 | |
| 視覚障害 | 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。 |
| 聴覚障害 | 放送等による避難指示を聞き取ることができない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。 |
| 知的障害 | 適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。 |
| 肢体不自由 | 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。（車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成 等） |
| 病弱 | 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることが出来るようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。（病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒（心臓病等）が逃げ遅れないための支援 等） |
| 言語障害 | 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練を行う。 |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症や情緒障害のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。 |
| 学習障害 | 指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。（具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続 等） |
| 注意欠陥多動性障害 | 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等） |

| | |
|---|--|
| 3・1 校内環境のバリアフリー化 | |
| 障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。 | |
| 視覚障害 | 校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する 等） |
| 聴覚障害 | 放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。（教室等の字幕放送受信システム 等） |
| 知的障害 | 自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。 |
| 肢体不自由 | 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。（段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等） |
| 肢体不自由 | 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。（段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等） |
| 病弱 | 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童生徒が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。 |
| 自閉症・情緒障害 | 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりなどする。 |

| 3・2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 | |
|--|---|
| <p>幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。</p> | |
| 視覚障害 | 見えやすいように環境を整備する。(眩しさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインドやカーテン、スタンド等)必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等) |
| 聴覚障害 | 教室等の聞こえの環境を整備する。(絨毯・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示等) |
| 知的障害 | 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。 |
| 肢体不自由 | 上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等) |
| 病弱 | 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。(色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、落ち着けない時や精神状態が不安定な時の児童生徒が落ち着ける空間の確保等) |
| 自閉症・情緒障害 | 衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚(明るさやちらつきへの過敏性等)を踏まえた校内環境を整備する。 |
| 学習障害 | 類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。(余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的にわかりやすいような表示等) |
| 注意欠陥多動性障害 | 注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等) |

| 3・3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 | |
|-----------------------------------|--|
| 災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。 | |
| 視覚障害 | 避難経路に明確な目印や照明を設置する。 |
| 聴覚障害 | 緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。 |
| 知的障害 | 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。 |
| 肢体不自由 | 移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。（車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器 等） |
| 病弱 | 災害等発生時については病気のため迅速に避難できない児童生徒の避難経路を確保する、災害等発生後については薬や非常用電源の確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。 |
| 自閉症・情緒障害 | 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。 |
| 注意欠陥多動性障害 | 災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。 |

特別支援教育 Q & A

Q1 特別支援教育の動向として「インクルーシブ教育システム」の構築が重要と聞きますが、インクルーシブ教育システムとはどのようなシステムなのでしょうか。

わが国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約第24条」によれば「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組みとされています。簡単に言えば、「障害のある人の能力を最大限に伸ばし積極的に社会参加できるよう、障害のある人とない人がともに学ぶ仕組み」です。

「インクルーシブ教育システム」においては、障害のある者が教育一般制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要であるとされています。

わが国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。その実現に向けては、「障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念が重要であり、その構築のためには、次の～の観点から特別支援教育を着実に進めていくことが大切です。

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられる体制を整備する。

障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮する。

障害のある子どもが、将来、社会の構成員の一員として、障害のない人と平等の権利を有し、平等な生活を享受するためには、周囲の人々が、障害がある人や子どもと共に学び合い生きる中で、障害者理解を推進する。

「インクルーシブ教育システム」の基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。しかし、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを、最も本質的な視点としてとらえ、それぞれの子どもに合った就学の場の提供や、各学校、各学級でそれぞれの子どものニーズに合った適切な指導・支援を行うことが重要となります。



このようなシステムを構築することは、障害のある子どもや発達障害を含む特別な教育的配慮が必要な子どもに限らず全ての子どもにとっても良い教育効果をもたらす

ことができると考えられます。

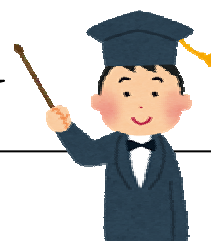
Q2 「障害者の権利に関する条約」への対応のため改正や制定された国や県の法令はどのようなものがありますか。

国においては、平成 23 年 8 月に障害者のための施策の根幹である「障害者基本法」を改正し、公布・施行しました。その改正された「障害者基本法」第 16 条では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及びその能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」としています。

また、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年 4 月 1 日施行）が成立しました。この法律では、第 7 条において、行政機関等への「障害者に対する差別的取扱いの禁止」「障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止」を規定していますが、この「行政機関等」には、学校も含まれています。

長崎県においては、障害者差別禁止条例である「障害もある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」（平成 26 年 4 月 1 日施行）が成立しています。この条例では、第 14 条において「学校の教育の場において、障害のある本人、保護者に必要な情報提供を行わないこと、必要な支援に対して合意形成を図ろうとしないこと」を差別として規定し、「特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。」と定めています。教育を行う者として、障害のある子どもに対して、不均等待遇を行っていないか、合理的配慮を怠っていないかを常に考えておく必要があります。

知っておこう！



重要キーワード

【合理的配慮】

障害があっても、障害がない人と同じように学校生活が送れるように、教育委員会や学校等が教育内容や方法等の工夫をすることをいいます。障害のある人から変更を求められたのに、何もしていないことは差別したことととらえられます。ただし、体制面や財政面でどうしても無理な場合もあり、その場合は全部が差別といえないこともあります。

【不均等待遇】

障害があることを理由に、区別したり、仲間に入れなかったり、障害のない人と違う扱いをすることをいいます。ただし、障害のある人の命や安全を守るために仕方がない場合は、全部が差別といえないこともあります。

Q3 教育の場における不均等待遇や合理的配慮の主な事例を教えてください。

前述の「障害もある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の逐条解説において、教育の場における「不均等待遇」や「合理的配慮」の主な事例について下記のように述べられています。

< 不均等待遇の主な事例 >

障害のある人の教育については、本人の教育的ニーズや保護者の意向を十分踏まえた上で、年齢、能力、特性等に応じた教育を受けられるようにすることが重要であるため、障害のある人及びその保護者の意見を聴くことなく、また、事前の十分な説明や理解を求めることなく、教育委員会・学校等が以下のような取扱いをすることは不均等待遇となります。

- ・ 教育委員会の一方的な判断で、就学先を決めること。
- ・ 教育委員会の一方的な判断で、保護者の付添い・介助を入学の条件とすること。
- ・ 教育委員会・学校等が、特別支援学校への入学（転学）又は特別支援学級等への入級（転級）を強要すること。
- ・ 障害があることを理由に、遠足、水泳の授業、校外学習、地域の行事等に参加させないこと。
- ・ できないと決め付けて、授業中に障害のある児童生徒等を無視すること。
- ・ 評価水準に達していないとして学期末や年度末等の評価を行わず、通知票を空欄のまま渡すこと。
- ・ 障害があることを理由に、常に最前列の座席に配置すること。
- ・ 他の児童と区別するため常に黄色の帽子をかぶらせる等の目印を付けさせること。



どうして、ぼくだけ、
いつも前の席なの？

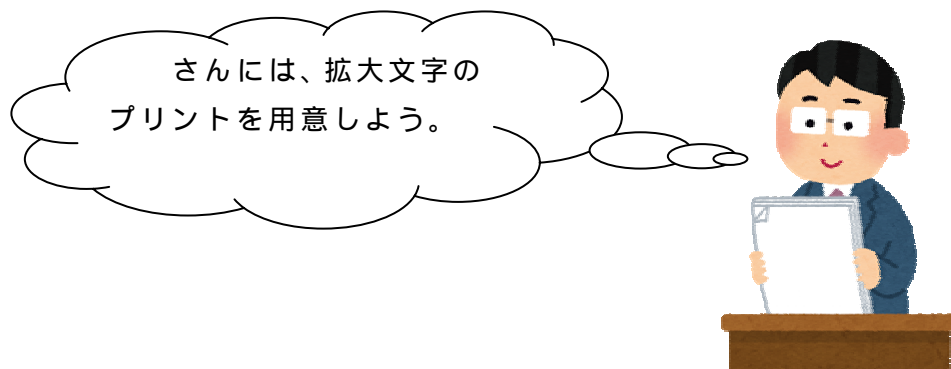
注意

教育的配慮から前の席にする必要があることを、事前に本人や保護者に説明し、合意の上なら合理的配慮の事例となりますが、事前の説明がないままに座席を固定化することは、差別ととらえられる場合があります。

< 合理的配慮の主な事例 >

障害のある人の教育における合理的配慮とは、障害のある児童生徒等がその特性を踏まえた十分な教育を受けるために、障害の状況、教育的ニーズ等に応じて、学校の設置者及び学校が教育内容、方法、施設、設備等の必要な変更や調整を個別に行うことであり、以下のものが挙げられます。

- ・ 障害特性に応じた教材・教具（点字、音声、拡大文字等）を用意すること。
- ・ 試験の際に、障害特性に応じて、座席位置の変更、別室での受検、拡大文字の問題用紙の使用、時間の延長等を行うこと。
- ・ 校外学習等において、トイレの配慮を行う等障害のある児童生徒等が活動しやすいような条件を整えること。



〔注〕 上記は、あくまでも例示です。一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮を提供する必要があります。

以上のことを踏まえ、これまで子どものために行ってきた配慮が、障害のある子どもやその保護者に十分に説明して合意の上に行われてきたのか等を振り返り、よりよい配慮や指導・支援のあり方について考えていきましょう。そして、障害のある人も障害のない人も共に笑顔で生活できる社会を目指すために、特別支援教育を着実に進めていきましょう。



長崎がんばらんば国体 開会式 式典前演技

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されます。

「障害者差別解消法」とは...

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では、主に次のことを定めています。

国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」、「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別の解消をするための支援措置について定めています。

「障害を理由とする差別」とは...

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為とといいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合（知的障害等により本人自らの意思の表明が困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。）には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障害のある方にとって、日常生活や社会生活、学校生活を送る上で障壁となるもの）を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。



公立学校においては、「不当な差別的取扱い」が禁止されることはもちろん、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮の提供」が、法令上義務化されます。

| | 不当な差別的取扱い | 障害者への合理的配慮 |
|---|--------------------------------|---------------------------------------|
| 国の行政機関・地方公共団体等 <small>公立学校も含まれます。</small> | 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。 | 法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。 |
| 民間事業者 <small>個人事業者、NPO等の非営利業者も含まれます。</small> | 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。 | 努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 |

「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」等の具体例

平成 27 年 11 月に示された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(以下、「対応指針」という)では、「不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」を示しています。

学校教育に関する主なものを紹介します。なお、本資料では代表的な例を掲載していますので、詳しくは「対応指針」をご覧ください。

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。

試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。

聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

介助等を行う学生、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコンの入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

学校等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。

情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー等)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に
応じた情報の提供、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る等)を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号が異なり得ることに留意して使用すること。

比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。



子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音性読み上げ機能の使用等を許可すること。

聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。

読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があります。これを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。



これらはあくまでも例示であり、示されている具体例以外は提供する必要がないということではありません。一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する必要があります。

なお、合理的配慮については、今回示された「対応指針」のほか、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24年7月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」で整理された合理的配慮の観点や障害種別の例や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」を参考にすると効果的です。

また、長崎県では、障害者差別禁止条例である「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が平成26年4月1日に施行されています。本条例の逐条解説においても、教育の場における「不均等待遇」や「合理的配慮」の主な事例について記載していますのでそちらも参考にするとさらに効果的です。(本条例及び逐条解説は「人権教育をすすめるために 第48集」P25～28で紹介しています。)

「合理的配慮」に関する留意点

障害のある児童生徒等に対する合理的配慮の提供については、以下の点に留意することが必要です。

1 目的に合致するかどうかの観点からの検討

合理的配慮の合意形成に当たっては、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われること。

2 対話による合意形成

本人・保護者から学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合に、均衡を失したり過度の負担を課したりするものと判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現できる代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。また、対話では必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

3 個別の教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、当該児童生徒等に関わる教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。

4 合理的配慮の柔軟な見直し

合理的配慮は、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、当該児童生徒等が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、当該児童生徒等一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解することが重要であること。

例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要であること。



5 合理的配慮の引継ぎの実施

進学等の移行期においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の作成・活用、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、児童生徒等に必要な合理的配慮の確実な引継ぎを行うことが大切であること。

6 合理的配慮の提供の流れ（例）



以上のことを踏まえ、私たち教師が学校全体で障害のある子どもに対して、不当な差別的な取扱いを行っていないか、合理的配慮を適切に提供できているかを常に確認し、障害のある人もない人も共に笑顔で生活できる社会の実現をめざして、特別支援教育を着実に推進していきましょう。

活用しよう！「インクルDB」

国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベース

「合理的配慮」実践事例データベース <http://inclusive.nise.go.jp/>

トップページ

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB)

文字の大きさ
表示色の変更

▶ [アクセシビリティツールを起動](#)
▶ [ツールの使い方](#)

国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

▶ トップページ ▶ 実践事例データベース ▶ 基礎的情報 ▶ Q & A ▶ その他関連情報

トップページ

◎ インクルDBについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

『[「合理的配慮」実践事例データベース](#)』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム（データベース）です。

『[関連情報](#)』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。

「合理的配慮」実践事例データベース

▶ **実践事例データベース**

平成26年度実践事例データを5件追加しました。
<実践事例データ 計 件数 公開> (H27.10.6)

[【事例を閲覧・活用される実践事例】](#)
[【実践事例データベース】](#)

[【インクルDBリーフレット】](#)

クリック

関連情報

▶ **基礎的情報**
法令・施策や関連用語の解説など

▶ **Q & A**
インクルーシブ教育システム構築に関する保護者向けのQ&Aを設けました

▶ **その他関連情報**
就学に関する情報、教材に関する情報など

検索画面

キーワードによる検索， 条件を指定しての検索， の両方を使った検索が可能

The screenshot shows a search interface with a search bar at the top and several filter panels below. Red arrows point to specific features: 'キーワードを入力' (Enter keyword) points to the search bar; '障害種別' (Disability type) points to the list of disability categories; '学年' (Grade) points to the grade selection list; '在籍状況' (Enrollment status) points to the enrollment status list; '基礎的環境整備の観点' (Basic environment improvement perspective) points to the list of basic environment criteria; and '合理的配慮の観点' (Reasonable accommodation perspective) points to the list of reasonable accommodation criteria.

キーワード検索

検索

キーワードを入力

障害種別

学年

在籍状況

基礎的環境整備の観点

合理的配慮の観点

検索 **クリア**

検索結果画面

検索条件に該当する事例の一覧が表示される。「詳細」をクリックすると詳細が表示される。

検索結果 キーワード:「ノートテイク」【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)

1 - 5 of 6 Items

[検索画面に戻る](#) 表示順 **新着順降順** 表示数 **5**

1 2 [次へ>](#)

1 **詳細ボタンをクリック** [詳細](#)

ーや指文字、ボードでの筆談、簡単な手話でやりとりをしながら行っている。集団で学習する場面では、**ノートテイク**(教員や他の生徒の発言を担当教員が聞きとり、ノートに要約筆記を行う支援)を行っている。国語は

| 【Ⅰ】障害種 | 【Ⅲ】在籍状況等 |
|-----------------|-------------|
| 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 | 特別支援学校(高等部) |

検索キーワード

学校間交流、和太鼓演奏、コミュニケーション、筆談、手話、携帯用スロープ、カローリングゲーム

概要(500文字程度)

B特別支援学校(肢体不自由)に在籍する肢体不自由、聴覚障害及び知的障害を併せ有するA生徒(高等部1年生)が、学校間交流をした事例である。近隣のD高等学校3年生とB特別支援学校の文化祭で和太鼓演奏の発表をした取組、E高等学校1年生とカローリングゲーム(ローラーのついたストーンを得点シートにむけて滑らせるように投球し、得点を競うゲーム)を行った取組の2つの事例である。D高等学校との交流及び共同学習は7回実施した。A生徒が、座ったままで演奏できること、音の響きやリズムを取りやすいこと、中学部から部活動で和太鼓に取り組んでいることから、和太鼓演奏の活動を行った。また、E高等学校とのカローリングゲームを通じた交流及び共同学習は、ゲームの特徴から、十分な作戦をたてる場面があること、下肢に障害のあるA生徒も時には交流相手校の生徒よりも活躍することができることから行った。どちらの取組も、生徒同士が関わりを持つ場面を多く設け、教員の指導・支援は最小限に行うよう留意した。H25 0052SH1-HIIDPD

一覧の件数が多い場合は表示順を並べ替えることもできる

【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、(害)

1 - 5 of 6 Items

表示順 **新着順降順** 表示数 **5**

プルダウンメニューで表示順を指定

- 新着順降順
- 新着順昇順
- ヒット数降順
- ヒット数昇順
- ダウンロード数降順
- ダウンロード数昇順

Hit数: 1 [詳細](#)

詳細画面

ダウンロードをクリックすると、実践事例の全文がダウンロードできる。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

文字の大きさ
表示色の変更
▶ [アクセシビリティツールを起動](#)
▶ [ツールの使い方](#)

[トップページ](#) ▶ [実践事例データベース](#) ▶ [基礎的情報](#) ▶ [Q & A](#) ▶ [その他関連情報](#)

[トップページ](#) > [実践事例データベース](#)

検索結果 キーワード:「ノートテイク」【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)

[検索画面に戻る](#) [一覧画面に戻る](#)

| ファイル名 | ダウンロードボタンをクリック | ダウンロード |
|--------------------|----------------|------------|
| H25 0023PS2-PD.pdf | 98キロバイト | 2015-07-28 |
| ダウンロード数:235 | | |

| 【Ⅰ】障害種 | 【Ⅱ】障害の程度 | 【Ⅲ】在籍状況等 | 【Ⅳ】学年 |
|--------|-----------|-------------|-------|
| 肢体不自由 | 該当(肢体不自由) | 小学校(特別支援学級) | 小2 |

検索キーワード

肢体不自由、脳性まひ、特別支援学級、交流及び共同学習、時間割の工夫、身体の動き、認知特性、タブレット型端末、災害時対応、特別支援学校のセンター的機能

概要(500文字程度)

A児(小学校2年生)は、小学校1年生からB小学校の肢体不自由特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に在籍し、学年相応の学習を行ってきた。2年生になって学校生活にも慣れてきたので、同じ学年の友達と学び合い、協力し合うことを経験させるため、通常の学級(以下「交流学級」という。)での交流及び共同学習を行うことにした。A児は、学校生活全般において車いすで過ごしている。また、上肢の動きに制限があるため、作業を伴う学習活動に時間がかかってしまう。さらに、脳性疾患に伴う認知特性から、提示されたものを見て理解することや、自分の考えをまとめたり表現したりすることに苦手意識をもっている。本事例は、特別支援学級に在籍するA児に対して、特別支援学級での授業及び交流学級での交流及び共同学習において、身体面及び認知面に対する合理的配慮等を行った事例である。H25 0023PS2-PD

参考資料

「障害者差別解消法」に関するQ & A（学校教育関係）

- (Q 1 : P 52)「障害者差別解消法」の制定の経緯は？
- (Q 2 : P 52)「障害者差別解消法」の目的とは？
- (Q 3 : P 53)「障害者差別解消法」の主な内容とは？
- (Q 4 : P 53)「障害者差別解消法」の対象となる障害者とは？
- (Q 5 : P 54)「性同一性障害」は「障害者差別解消法」の対象とならないのか？
- (Q 6 : P 54)「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは？
- (Q 7 : P 54)「合理的配慮の提供」とは？
- (Q 8 : P 55)これまで学校が行ってきた配慮と「合理的配慮」との違いは？
- (Q 9 : P 56)「合理的配慮」の基盤となる「基礎的環境整備」とは？
- (Q 10 : P 56)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係は？
- (Q 11 : P 57)「合理的配慮の提供」についての基本的な考え方は？
- (Q 12 : P 58)「合理的配慮の提供」の具体的なプロセスは？
- (Q 13 : P 59)「合理的配慮」の内容を検討する場合の効果的な方法は？
- (Q 14 : P 60)「合理的配慮」の要望があった場合の基本的な対応は？
- (Q 15 : P 61)「合理的配慮の提供」について、「均衡を失した又は過度の負担」をどのように考えるのか？
- (Q 16 : P 62)診断書や障害者手帳がない場合も、「合理的配慮」を提供しなければならないのか？
- (Q 17 : P 63)本人・保護者の意思の表明がない場合は、「合理的配慮の提供」をしなくてもよいのか？
- (Q 18 : P 63)本人・保護者から要望のあった「合理的配慮」は、すべて提供しなければならないのか？

(Q 1) 「障害者差別解消法」の制定の経緯は？

図1に示すように、平成18年12月に、21世紀初の国際的な人権条約となる「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、障害者の権利保護に向けた国際的な取組が進められてきました。

我が国においても、平成19年9月に障害者権利条約に署名して以降、条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年8月に「障害者基本法」の改正が行われました。

この改正により、「障害を理由とする差別の禁止」と「障害者に対する合理的配慮の提供」という基本原則が新たに規定されました。そして、この基本原則を法律によって具体化するため、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、3年間の準備期間を経て、平成28年4月1日から施行されています。

| < 障害者制度改革の経緯 > | |
|-----------------------------|--|
| ・平成18年12月 | 国連総会において障害者権利条約を採択 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止 障害者が社会に参加し、包容されることを促進 インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など |
| ・平成19年4月 | 特別支援教育の本格的実施（特殊教育から特別支援教育へ） |
| ・平成19年9月 | 障害者権利条約署名 |
| ・平成23年8月 | 障害者基本法改正（障害者権利条約対応） |
| ・平成24年7月 | 中教審初等中等教育分科会報告（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進） |
| ・平成25年6月 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定 |
| 9月 | 就学制度改正（学校教育法施行令改正） |
| ・平成26年1月 | 障害者権利条約批准 |
| ・平成28年4月 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 |

(図 1)

(Q 2) 「障害者差別解消法」の目的とは？

この法律を推進することで、障害の有無に関係なく、すべての国民がお互いに尊重し、支えあう「共生社会」の実現を目指しています。

障害者に対する差別を禁止するだけでなく、障害者の立場に立って社会全体を見直すことで、誰もが住みやすい、優しく思いやりに溢れた社会にしていくことが、本来の目的と言えます。

学校教育においては、可能な限り、障害のある子と障害のない子が共に学び合う中で、お互いを理解し支え合うことのできる豊かな心や多様な価値観を育むことが求められており、すべての学校において、「人権教育」の視点からの積極的に取り組む必要があります。

(Q3)「障害者差別解消法」の主な内容とは？

この法律により、すべての学校において、障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」が法的義務となり、「合理的配慮の提供」については、公立学校が法的義務、私立学校が努力義務となりました。

学校の教職員は、この法律に従って、障害者に対する「不当な差別的取扱い」をしてはならず、また、障害者に対して適切な「合理的配慮の提供」を行う必要があります。(一方的な「合理的配慮」の不提供は、差別となります。)

図2に示すように、今後、学校現場では、障害のある子どもやその保護者等から、「どのような合理的配慮をしてもらえますか？」といったことを、尋ねられたり、要望をされたりすることが想定されます。そのため、各学校においては、合理的配慮の背景や、合理的配慮の提供の在り方等を正しく理解し、法に基づく適切な対応を行う必要があります。

| 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 の施行に伴い学校として留意すること |
|--|
| <p>公立学校等においては、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」が禁止されることはもちろん、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮の提供」が、法令上義務化されている。(<u>合理的配慮の不提供は、差別とみなされる。</u>)</p> |
| <p>施行後、学校現場では、生徒や保護者から、次のように尋ねられる可能性がある。</p> <p>「 どのような合理的配慮をしてもらえますか？ 」 「 合理的配慮として、 してもらえますか？ 」 「 しないのは、合理的配慮の不提供ではありませんか？ 」</p> |
| <p>合理的配慮の背景、趣旨及び合意形成に基づく合理的配慮の具体的な提供の在り方等を正しく理解し、対応をする必要がある。</p> |

(図2)

(Q4)「障害者差別解消法」の対象となる障害者とは？

障害者基本法の第2条に規定する障害のある人が対象となります。つまり、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。

学校教育においては、在籍する発達障害等を含む多様な障害のある幼児、児童及び生徒(以下、「児童生徒等」という。)や、学校行事等に参加する障害のある地域住民等が対象となります。

なお、学校に勤務する障害のある教職員については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「厚生労働大臣が定める対応指針」を踏まえて、適切に対処する必要があります。

(Q5)「性同一性障害」は「障害者差別解消法」の対象とならないのか？

障害者基本法第2条の規定には「性同一性障害」の障害名は記載されていませんが、「その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」に相当する場合は、障害者差別解消法の対象となります。

なお、学校等における「性同一性障害」等の児童生徒等に対する具体的な対応については、以下を参考にして対応することが基本となります。

- ・平成27年4月30日付けで通知された27文科初児生第3号「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
- ・平成28年4月1日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課より示された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」

(Q6)「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは？

障害があることを理由に、区別したり、同じことをさせなかったり、障害のない子どもと違う扱いをすることが、不当な差別になります。

例えば、障害があることを理由に、遠足や校外学習、地域の行事等に参加させなかったり、授業中いつも一番前に座らせたりすることです。不当な差別に当たる事例については、本対応要領の具体例等を参考にしてください。

ただし、本人・保護者の同意を得ながら、障害の状態に配慮して、遠足や校外学習を一部参加としたり、授業中の支援がしやすい席に位置を固定したりするなど、正当な理由がある場合には、不当な差別とはなりません。

なお、不当な差別に当たらない正当な理由があると判断した場合には、その理由をわかりやすく説明し理解を得るよう努めるとともに、その取扱いをすることについて、本人・保護者等と合意形成を図る必要があります。

(Q7)「合理的配慮の提供」とは？

学校における合理的配慮は、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと同じように教育活動に参加したり、学校生活を送ったりできるように、必要な支援や配慮を行うことです。

合理的配慮の提供により、障害のある子どもが自分の持っている力を最大限発揮することができ、障害のない子どもと同じように学び、成長することを目的としています。

例えば、図3に示すように、視覚障害の子どものためにプリントを拡大したり、肢体不自由の子どものためにスロープを設置したりするなど、一人一人の障害の状態等に応じて、教え方を工夫して教材を準備したり、学校の施設設備を改善し

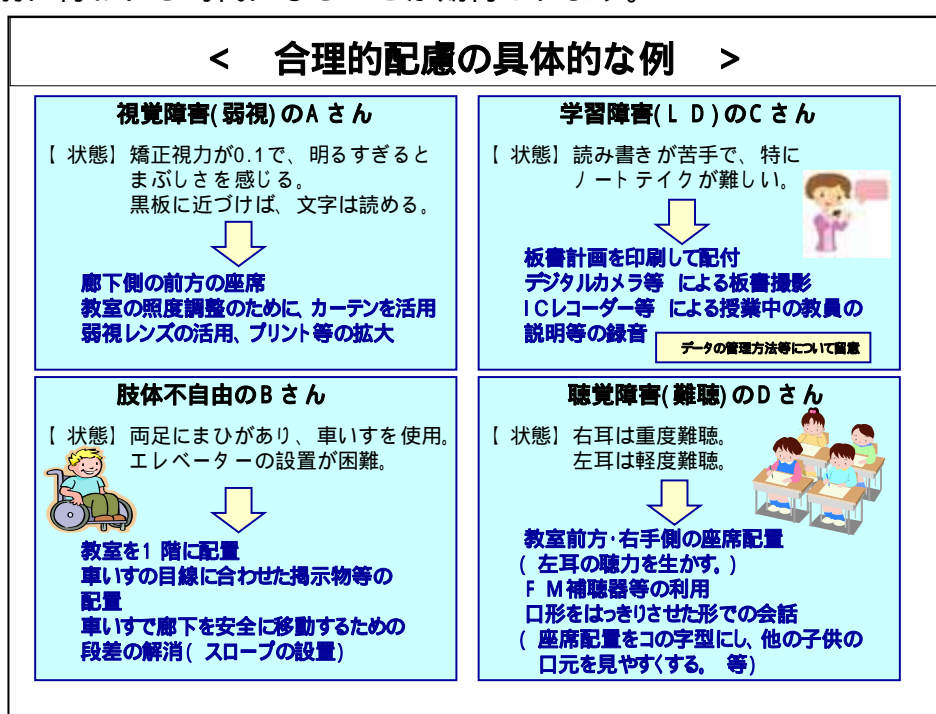
たりすることです。

ただ、提供される合理的配慮は、「体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされていますので、学校の指導體制や教育予算面等で、過度の負担がないことが前提となります。

このような配慮を行うことは、教職員だけに限らず、周りの子どもたちの理解と協力が必要であり、場合によっては、保護者等への説明も必要となります。

おそらく学校としては、これまでに無かった負担を感じることもあるかもしれませんが、一人一人の障害の状態に応じた配慮をしたり、様々な学習支援機器を活用したりすることにより、障害のある子どもの教育の可能性は、大きく広がります。

今はまだ一般的ではない合理的配慮も、近い将来には、例えばタブレットパソコンなどのICT機器の使用が、メガネをかけるのと同じように、学校現場で当たり前に行われる時代になることが期待されます。



(図3)

(Q8) これまで学校が行ってきた配慮と「合理的配慮」との違いは？

各学校においては、これまでも障害のある子どもが円滑に学習や学校生活を行うことができるように、必要な配慮を行ってきたところではあります。

子どもの障害の状態や特性に応じて各学校が行ってきた配慮は、「合理的配慮」として捉えられるものであり、本質的な違いはありません。

ただ、これまでは、各学校の判断で可能な範囲で行ってきた配慮でしたが、差別解消法で求められる「合理的配慮」は、学校として可能な限り行わなければならない配慮であり、新しい概念として理解する必要があります。

なお、学校等における合理的配慮については、以下に示す「3観点11項目」の視点で、検討することが大切です。

1) 教育内容・方法

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

学習内容の変更・調整

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

学習機会や体験の確保

心理面・健康面の配慮

2) 支援体制

専門性のある指導体制の整備

幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

災害時等の支援体制の整備

3) 施設・設備

校内環境のバリアフリー化

発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(Q9)「合理的配慮」の基盤となる「基礎的環境整備」とは？

障害者差別解消法の第5条で、必要な合理的配慮を的確に行うために、「施設の構造の改善及び設備の整備」「関係職員に対する研修」「その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と規定されており、これらの基礎的な環境整備を基盤として、障害のある子ども一人一人に合理的配慮が提供されることとなります。

学校及び県教育委員会においては、障害のある子どもが、可能な限り他の子どもと平等の教育を受けられるように、以下の8つの観点で、「基礎的環境整備」を計画的に進めていく必要があります。

ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

専門性のある指導体制の確保

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

教材の確保

施設・設備の整備

専門性のある教員、支援員等の人的配置

個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

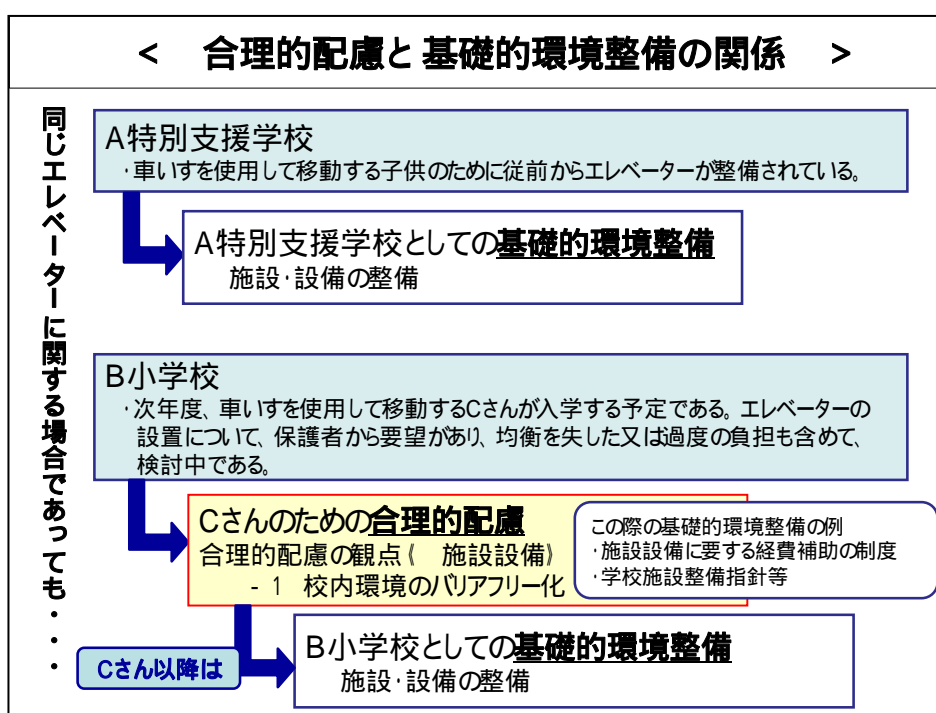
交流及び共同学習の推進

(Q10)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係は？

図4に示すように、エレベーターが必要な肢体不自由の子どもの場合、すでにエレベーターが整備されているA特別支援学校では、「基礎的環境整備」として見なされ、エレベーターがないB小学校では、これから設置が求められる「合理的配慮」として見なされます。

そして、その後、エレベーターが設置されたB小学校に入学する肢体不自由の子どもにとっては、「基礎的環境整備」として捉えられます。

一人の障害のある子どもに提供された合理的配慮等は、その子のためだけでなく、その後に利用する人にとっても、有益なものとなります。特に、校内環境のバリアフリー化については、突然の病気や怪我をした一般の児童生徒、身体の不自由な地域住民等にとっても、利用しやすい学校施設につながります。



(図4)

(Q11)「合理的配慮の提供」についての基本的な考え方は?

図5に示すように、障害のある子どもに対する「合理的配慮の提供」を行う場合は、本人・保護者の「意思の表明」を受け、その意思を尊重して「合意形成を図る」ことが、大切になります。

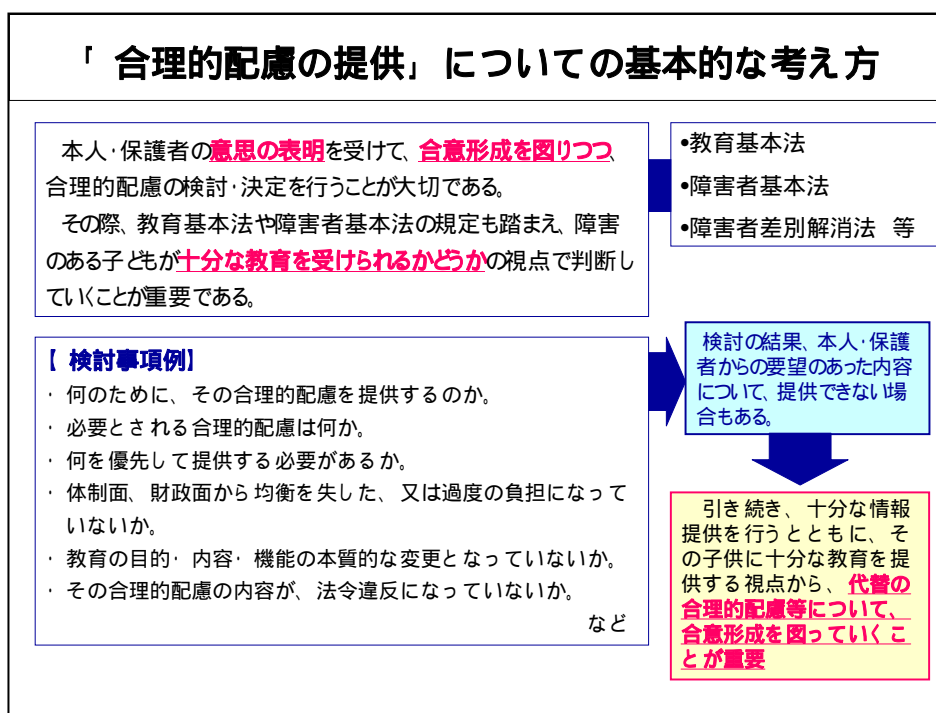
また、その際には、障害のある子ども本人が十分な教育を受けられるかどうかの視点で判断することが重要になります。

「障害者差別解消法」の制定の基本的理念である「障害者基本法」の第16条では、障害のある人への教育に関しては、「障害者が、年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、必要な施策を講じなければならない」と規定されています。

つまり、学校教育における合理的配慮の提供は、障害のある子どもの能力を最大

限発揮させるために、必要かつ十分な教育を提供することが、本来の目的であり、「何のために、その合理的配慮を提供するのか」という視点で検討することが、大切です。

検討の結果、本人・保護者から要望のあった合理的配慮を提供できない場合がありますが、その際も、「十分な教育を提供する」という視点から、それに代わる合理的配慮を検討し、合意形成を図ることが求められます。



(図 5)

(Q12) 「合理的配慮の提供」の具体的なプロセスは？

図 6 に、合理的配慮決定までのプロセスとして、視覚障害のある3人の子どもの例を示しています。

3人とも、矯正後の視力が 0 . 1 で、「可能な限り、黒板の字が見やすくなるようにしてほしい」という同じ合理的配慮の要望があります。しかし、本人の障害の状態を詳細に把握すると、教室での実際の見え方には、一人一人違いがあり、その実態に合わせた配慮が必要になります。

Aさんの場合は、黒板に近づくことで通常の文字が判読できるので、座席を最前列にする配慮だけで対応できます。

Bさんは、明るすぎるとまぶしさを感じるので、最前列の、しかも廊下側の席にするとともに、普通のカーテンではなく、明るさの調整がしやすいブラインドカーテンを設置する配慮を行います。

Cさんは、黒板に近づいても大きな文字でないと読みづらいので、最前列の中央の席で、タブレット端末や弱視レンズなどの使用を認める配慮を行うという具合に、個々の障害の状態や特性に応じて、本人・保護者と協議しながら、具体的な配慮の内容を決定していきます。

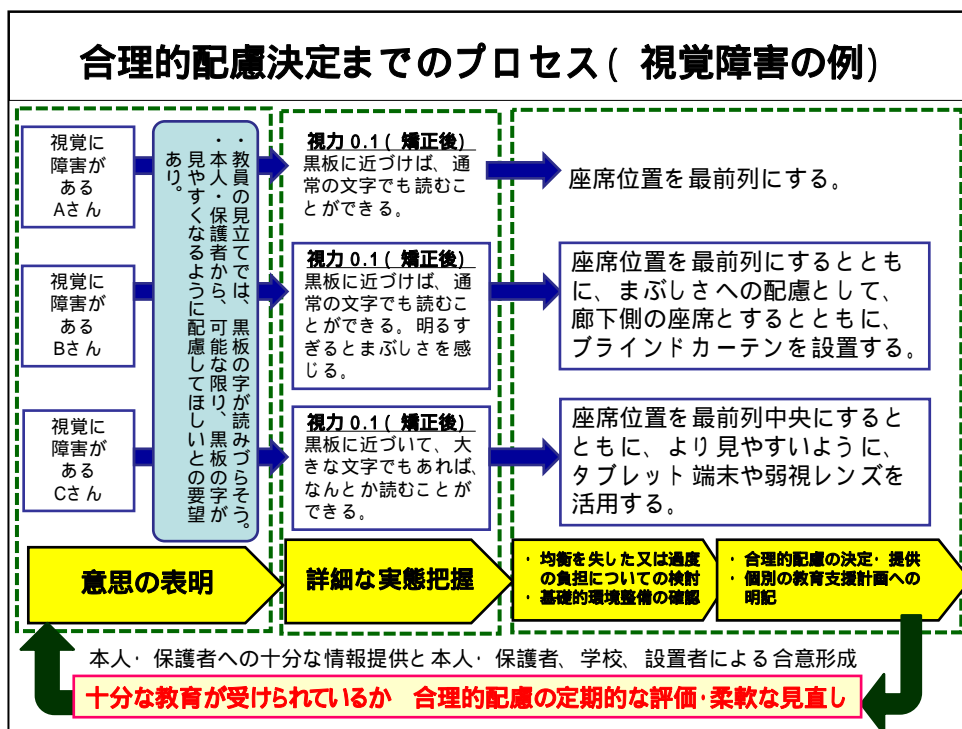
しかし、合理的配慮の中には、相当の費用がかかる場合もありますので、学校と

して、「過度の負担がないか」も含めて検討することになります。

Bさんの事例を考えると、盲学校等で使用するような高額なものは、予算上負担が大きくなるので、市販のブラインドカーテンの設置となることが考えられますし、Cさんの事例を考えると、個人用のタブレット端末を、学校で購入するのは難しいので、家庭で準備してもらおうという合意形成を図ることが考えられます。また、合意形成を図った合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画などを活用して文書化することで、その後の保護者との話し合いが円滑になり、次の学年や進学先の学校へ、確実に引継ぐことができます。

加えて、決定した合理的配慮の内容は、いつまでも継続するわけではなく、本人が十分な教育を受けているかという視点で、定期的な評価や見直しを行うことが必要となります。

視覚障害で考えると、進行性の場合、年々、見え方が変化するので、視力の低下に合わせて、拡大読書器や拡大教科書が必要となったり、さらに視力が低下すると、点字による学習を行うための機器等が必要となったりする場合があります。ただ、点字による学習が必要となれば、そのまま、同じ学校で教育を受けるのか、基礎的環境整備が整っている盲学校への転校を考えるのか、本人の成長や自立にとって、最も適切な教育の場も含めて、本人・保護者と協議し、合意形成を図っていくことが大切になります。



(図6)

(Q13)「合理的配慮」の内容を検討する場合の効果的な方法は？

具体的な合理的配慮の内容を検討する場合は、本対応要領の具体例を参考にするとともに、下記を参考に、合理的配慮の事例を調べることができます。

特に、 の国立特別支援教育総合研究所の「インクルDB」というデータベースは、全国の学校で、実際に行われている合理的配慮の実践事例がまとめてあり、「障害別」「学校別」「学年別」などの観点別に、具体的な事例が検索できるようになっていますので、とても参考になる資料です。

また、 の県条例の逐条解説には、本県の障害のある人が、実際に体験した差別に当たるような事例や、逆に配慮してもらった好事例、差別にあたらぬ事例の理由などが詳しく解説してあります。県障害福祉課が作成している「障害のある人への対応のしおり」は、地域の障害のある人が学校行事に参加していただく際の対応の仕方や、学校が避難所となった際に、障害のある人への対応を考える上で参考になる資料です。

なお、これらに示されている合理的配慮の事例については、学校等に強制する性格のものではなく、必要性も含めて各県立学校で個別に判断することになります。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページより

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」

「特別支援教育教材ポータルサイト」

内閣府のホームページより

「合理的配慮サーチ」(合理的配慮等具体例データ集)

長崎県のホームページより

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の逐条解説

「障害のある人への対応のしおり」

(Q14)「合理的配慮」の要望があった場合の基本的な対応は？

障害のある児童生徒等や保護者から、「こういった配慮をしてほしい」という意思の表明があった場合に、最も留意すべきことは・・・

「一人だけ、特別な扱いはできません。」

「そういう配慮は、これまで本校では行ったことがありません。」

と、一方的に拒否をしてはいけないということです。一方的な拒否は、差別と見なされるからです。

そのため、まずは本人・保護者の話をよく聞いて、「どういう障害があってどんな支援を望んでいるのか」について、本人・保護者としっかりと合意形成を図りながら、可能な限り、学校として「合理的配慮」の提供を行う必要があります。

「少し詳しく、話を聞かせてください。」と、まず、話を聞く姿勢をもち、

「どのようなことでお困りですか?」「どのような配慮が必要ですか?」

と、障害の状態や特性、必要となる合理的配慮等について把握します。

そして、過度な負担等がない場合は、積極的に対応し、過度な負担等がある場合やその場で判断できない場合は、一旦、校内で検討することを伝えます。

検討した結果、提供が難しいと判断した場合には、・・・

「 なる理由があるため、 の配慮を行うことは困難です。」

と、対応ができない理由をわかりやすく説明した上で、

「代わりに、**の配慮ができますが、いかがですか？**」

と、代替措置となる合理的配慮を提案し、合意形成を図ります。

それでも、相手が理解を示さない場合には、・・・

「**の配慮は、学校だけでは対応が困難なので、今後、検討します。**」

と、県教育委員会等に報告・相談した上で、後日改めて説明し、合意形成が図られるまで、誠実に対応することが大切です。

「一方的な拒否をしない」、「相手の話をよく聞いて、可能な限りできる配慮を考える」という姿勢が基本となります。

(Q15)「合理的配慮の提供」について、「均衡を失した又は過度の負担」をどのように考えるのか？

「均衡を失した又は過度の負担」については、図7に示すように、学校の設置者や学校が、体制面、財政面を勘案し、過度の負担がないか、個別に判断することになります。

過度の負担の基本的な考え方として、5つの視点が示されていますが、学校教育では、**から** **までの**視点での検討が必要です。

の「事務・事業への影響の程度」という視点では、学校で行われる様々な教育活動の、目的や内容を損なうものになっていないか。の「実現可能性の程度」という視点では、その合理的配慮を行うことでの物理的・技術的制約、人的・体制上の制約がないか、学校の教員配置や指導体制で対応できるのか。の「費用・負担の程度」という視点では、学校の予算の中で対応できるのか、設置者である県教育委員会と相談して判断するのか、個人に負担費用を求めている事案なのか。といったことを、総合的に検討する必要があります。

ただ、「過度の負担」という考え方を、「合理的配慮の提供をしないための理由」として拡大解釈をするのではなく、子どもに十分な教育を提供するという視点から、学校も、設置者である県教育委員会も、可能な限り、合理的配慮の提供に努めることが大切となります。

| 「均衡を失した」又は「過度の」負担についての考え方 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。● 各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぼうというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。● その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるのであれば、共通理解を図る必要がある。 |
| <p>[参考] 過度の負担の基本的な考え方</p> <p>事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)</p> <p>実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)</p> <p>費用・負担の程度</p> <p>事務・事業規模</p> <p>財政・財務状況</p> |

(図7)

(Q16) 診断書や障害者手帳がない場合も、「合理的配慮」を提供しなければならないのか？

障害者差別解消法が対象とする障害者は、いわゆる「障害者手帳」や医師の「診断書」の所持者に限られず、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人も含まれます。

そのため、例えば、以下に示すような状態があることが明らかであり、本人・保護者の意思の表明がある場合は、その状態に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

<文部科学省の「教育支援資料」における各障害の定義より抜粋>

【視覚障害】

視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態

【聴覚障害】

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

【知的障害】

一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意志の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態

【肢体不自由】

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

【病弱、身体虚弱】

病弱とは心身の病気のため弱っている状態。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

【言語障害】

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態

【情緒障害】

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態

【自閉症】

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害

【学習障害】

学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてな

かなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態

【注意欠陥多動性障害】

おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態

(Q17) 本人・保護者の意思の表明がない場合は、「合理的配慮の提供」をしなくてもよいのか？

基本的には、本人・保護者からの意思の表明がない場合であっても、必要に応じて、合理的配慮を行うこととなります。

学校としては、障害のある子どもが、その能力を発揮するための十分な教育を受けられるかどうかの視点で判断し、学校として配慮が必要だと感じた場合は、積極的に、本人・保護者等に、合理的配慮の提供に関する働きかけを行い、必要な配慮を行うことが求められます。

ただ、障害のある人の中には「できることは可能な限り自分の力でやりたい」、保護者の中には「できるだけ周りに頼らず、自立してほしい」と考えている場合があるので、一方的な合理的配慮の提供にならないように気をつける必要があります。

(Q18) 本人・保護者から要望のあった「合理的配慮」は、すべて提供しなければならないのか？

意思の表明があった合理的配慮については、本人・保護者の要望どおりに、すべて提供しなければならないということではありません。

合理的配慮は、理にかなった変更・調整であり、理にかなっていなければ、提供できない場合があることは、法律でも明確に示されています。

学校の現状を考えても、特に人的負担や費用的負担の大きいことについては、対応が困難になりますので、できない場合には、その理由を本人・保護者にわかりやすく説明し、他の合理的配慮を提案しながら、合意形成を図るというプロセスが大切になります。